

# 奈良県県土マネジメント部におけるICT試行工事実施要領

## 1. 試行要領

ICT活用工事を実施するために定める試行要領は、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」（令和7年4月1日以降適用）において定める実施要領のうち次の各要領を準用する。この場合において、必要な読替えについては別途定める読替規定によるものとする。

- ・別紙－1 「ICT活用工事（土工）実施要領」
- ・別紙－6 「ICT活用工事（作業土工（床掘））実施要領」
- ・別紙－8 「ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」
- ・別紙－10 「ICT活用工事（法面工）実施要領」
- ・別紙－12 「ICT活用工事（擁壁工）実施要領」
- ・別紙－14 「ICT活用工事（地盤改良工）実施要領」
- ・別紙－20 「ICT活用工事（基礎工）実施要領」
- ・別紙－24 「ICT活用工事（舗装工）実施要領」
- ・別紙－26 「ICT活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」
- ・別紙－28 「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領」
- ・別紙－30 「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領」
- ・別紙－32 「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領」

## 2. 積算要領

ICT活用を実施するために定める積算要領は、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」（令和7年4月1日以降適用）において定める積算要領のうち次の各要領を適用する。

- ・別紙－2 「ICT活用工事（土工1000 m<sup>3</sup>以上）積算要領」
- ・別紙－3 「ICT活用工事（土工1000 m<sup>3</sup>未満）積算要領」
- ・別紙－4 「ICT活用工事（砂防土工）積算要領」
- ・別紙－5 「ICT活用工事（河床等掘削）積算要領」
- ・別紙－9 「ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領」
- ・別紙－11 「ICT活用工事（法面工）積算要領」
- ・別紙－13 「ICT活用工事（擁壁工）積算要領」
- ・別紙－15 「ICT活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領」
- ・別紙－16 「ICT活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領」
- ・別紙－17 「ICT活用工事（地盤改良工（スラリー攪拌工））積算要領」
- ・別紙－18 「ICT活用工事（地盤改良工（ペーパードレーン工））積算要領」
- ・別紙－19 「ICT活用工事（地盤改良工（サンドコンパクションパイル工））積算要領」
- ・別紙－21 「ICT活用工事（基礎工）積算要領」
- ・別紙－25 「ICT活用工事（舗装工）積算要領」

- ・別紙-27「ICT活用工事（舗装工（修繕工）積算要領」
- ・別紙-29「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部）積算要領」
- ・別紙-31「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台）実施要領」
- ・別紙-33「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領」

### 3. 出来形管理の監督・検査要領

ICT活用を実施するために定める出来形管理の監督・検査要領は、国土交通省がHPにて公表している最新の出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領のうち次の各要領を適用する。

- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）・バーチカルドレーン工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（トンネル工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（擁壁工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工(1,000m<sup>3</sup>未満)・床掘工・小規模土工・法面整形工編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工（橋脚・橋台）編）（案）
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工（橋梁架設・床版）編）（案）

### 4. 出来形管理要領

ICT活用を実施するために定める出来形管理要領は、国土交通省がHPにて公表している最新の出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領のうち次の要領を適用する。

- ・3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

#### 附則

この要領は、令和4年6月1日から適用する。

この要領は、令和5年6月1日から適用する。

この要領は、令和5年8月1日から適用する。

この要領は、令和7年8月1日以降に起工する設計書から適用する。